

**令和元（2019）年度「世界に向けた“ふじのくに”魅力発信事業」運営業務委託
企画提案応募要領**

静岡県が発注する「令和元（2019）年度「世界に向けた“ふじのくに”魅力発信事業」運営業務委託」に係る企画提案の受付開始の公告に基づき、契約予定者を特定するための企画提案書の提出等については、関係法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 公告日 令和元（2019）年5月15日（水）
- (2) 実施主体 静岡県
- (3) 契約者 静岡県知事（静岡県文化政策課）
- (4) 採用方式 公募型企画提案方式によって特定された者への業務委託方式
- (5) 事業名 令和元（2019）年度
「世界に向けた“ふじのくに”魅力発信事業」運営業務委託
- (6) 契約期間 契約日～令和元（2019）年11月8日（金）
- (7) 契約限度額 上限11,500千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 業務内容等

- (1) 目的
“Japan2019”公式企画に選定された（公財）静岡県舞台芸術センター（以下「SPAC」という。）のアメリカ公演に合わせ、ニューヨーク市内で本県の魅力を世界に向けて発信し、本県の認知度、ブランド・イメージの向上を図る。
- (2) 委託業務の内容
令和元（2019）年度「世界に向けた“ふじのくに”魅力発信事業」の企画・運営
ア 日程 令和元（2019）年9月25日（水）～10月6日（日）
（設営・撤去に要する日を除く。）
イ 場所 米国ニューヨーク市内
ウ 業務内容 別添令和元（2019）年度「世界に向けた“ふじのくに”魅力発信事業」運営業務委託仕様書（以下「業務委託仕様書」という。）のとおり

3 参加資格

この企画提案に参加することができるのは、次の(1)～(9)の全てを満たす事業者とする。要件の確認基準日は企画提案書の提出日とし、契約締結までの間に(1)～(9)の要件を欠くこととなった場合には、契約締結はできないものとする。ただし、JV（企業合同体）等複数の事業者がグループを構成し参加する場合、(2)は主たる事業者が満たしていればよい。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における一般業務委託競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 平成21（2009）年4月1日以降に米国におけるイベント企画コンサルティング、運営

の業務実績を有する者であること。

- (4) 米国内に本事業に係る連携先を有する者であること。
- (5) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、静岡県における入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 静岡県外に本社を置く提案者にあつては、本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募要領の配布

(1) 配布期間

令和元（2019）年 5 月 15 日（水）から 5 月 30 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(2) 配布場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁東館 12 階

静岡県文化・観光部文化局文化政策課文化政策班

電話番号:054-221-3340 FAX 番号:054-221-2827 E-mail:arts@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 配布方法

上記(2)に掲げる機関で配布するほか、静岡県文化観光部文化局文化政策課のホームページに掲載する。<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-110/>>

5 企画提案書の提出等

(1) 提出期間

令和元（2019）年5月27日（月）から5月31日（金）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出先

上記4(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、令和元（2019）年5月31日（金）正午までに必着とし、封筒等の表面に「世界に向けた“ふじのくに”魅力発信事業」企画提案書」と朱書きにより明記すること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書 15部

イ 見積書 1部

ウ 会社概要 1部

6 企画提案書記載事項及び記載上の留意事項

(1) 記載事項

ア 企画提案書

(ア) 表紙（様式1）

(イ) 「企画提案を求める重要事項」に対する提案書（様式2）

- ・別添「委託業務仕様書」の2に記載する「企画提案を求める重要事項」に対する提案

(ウ) 業務実施体制の概要及び米国における業務実績（様式3）

- ・本事業に係る業務実施体制の概要（JV（企業合同体）、再委託等の場合はその旨を記載すること。
- ・平成21（2009）年4月1日以降の米国におけるイベント企画コンサルティング、運営に関する業務受託実績（業務名、発注者名、契約時期、業務内容等）

(エ) 企画書（様式自由）

- ・事業の内容に関する具体的な企画（実施項目、方法、人員、それらの選定理由等）
- ・業務実施体制（担当者の氏名及び連絡先（予定人数を含め、担当業務ごとに記載すること。また、JV（企業合同体）の場合は協定書を添付することとし、再委託等の場合はその旨を記載すること。）
- ・作業工程（業務の進め方、スケジュールに関する考え方及びスケジュール案を明記すること。）

イ 見積書

- ・業務内容ごと内訳がわかるよう、積算内訳を添付すること。

(2) 記載上の留意事項

- ア A4 サイズ。必要に応じ A3 の使用を可とするが、A4 に折り企画提案書に綴じ込むこと。
- イ 書類の作成に用いる言語は日本語（現地の地名、施設等固有名詞を除く。）、通貨は日本円とし、文字サイズは原則 10 ポイント以上とする。

7 応募要領等に対する質問

- (1) 本応募要領等に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、FAX 又は電子メールにて送信の上、その旨を電話にて連絡すること。

ア 受付期間

令和元（2019）年 5 月 15 日（水）から 5 月 27 日（月）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

イ 提出先

上記 4 (2) に同じ。

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び FAX 番号、E-Mail アドレスを併記すること。

- (2) (1) に対する回答は、質問書を受理した日の翌日から起算して 3 日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に、質問者に対し FAX 又は電子メールにより行うほか、上記 4 (2) に掲げる機関及び静岡県文化・観光部文化局文化政策課のホームページで閲覧に供する。
<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-110/>>

8 選定及び選定結果

(1) 選定方法

- ア 提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、選定委員会が、随意契約の相手方となる候補者を特定する。
- イ 選定に当たっては、(2) に掲げる選定基準により評価し、最も評価点の高い提案をした者を契約候補者として特定する。ただし、評価点の合計が満点の 70% に満たない者は特定しない。また、評価点が最も高い者が複数存在した場合は見積額の最も低い者を、見積額の低い者が 2 者以上あるときは、当該者のくじ引きにより特定する。

(2) 選定基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・選定する。

審査項目	審査の視点
業務内容の理解度	・業務内容について十分理解しているか
提案内容の優良性	・提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか
提案内容の独創性	・独自の発想に基づく提案内容が含まれているか
業務実施の確実性	・過去の同種又は類似の業務で良好な実績を挙げているか
業務遂行の安定性	・実施体制、実施スケジュール等の業務環境が委託業務を安定的に遂行できるものであるか
必要経費の妥当性	・業務内容に見合った適切な経費であるか
専門的知識	・業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有するか

(3) プレゼンテーション

企画提案書の提案内容について、次のとおり実施する。

- ア 日時 令和元（2019）年6月4日（火）の指定した時間
- イ 場所 静岡県庁内会議室（会議室名は別途通知）
- ウ 内容 企画提案書についての説明及び質疑応答
- エ その他
 - ・プレゼンテーション時における資料の追加は認めない。

(4) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和元（2019）年6月6日（木）までに、辞退者を除く全ての企画提案書提出者にE-mailで通知する。併せて、文書により通知書を郵送する。

(5) その他

この選定は委託業務の実施に際して企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、企画提案書の内容をもとに候補者と本県とで業務の履行に必要な具体の履行条件及び業務内容などの調整を行い、これが整った後に随意契約の手続を行うものとする。

9 その他

(1) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じ複写する。（県庁内及び選定委員会での使用に限る。）

(2) 辞 退

企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退によって、今後本県との取引が不利となることはない。

(3) 失 格

次の各号いずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

- ア 提出書類に不足があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
- イ 審査委員、県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に係わる不正な接触の事実が認められる場合

(4) 審査結果

審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。

(5) 著作権等

本契約により制作された制作物の著作権は本県に帰属することとし、今後本県が行う各種のPR活動において、自由に使用・加工できるものとする。

10 問合せ先

静岡県文化・観光部文化局文化政策課文化政策班 土屋

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-3340 FAX番号：054-221-2827

E-mail：arts@pref.shizuoka.lg.jp